

2 第一条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第二条 平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第一条による改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第四条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第五条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（栃木県公立学校職員給与条例附則第十七項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第六条 前条の規定による給料を支給される職員に関する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年栃木県条例第四十一号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号）附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

（教育委員会規則への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

（教育委員会事務局教職員課）

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十七号

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「週休日又は休日等」を「週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第四条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、当該職員に対して、当該勤務について支給する。

第二十条中「第七条の二」を削り、「若しくは第二十八条の六第一項」を「又は第二十八条の六第一項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第五条、第六条、第六条の三、第七条の二、第八条の二、第八条の三、第十三条及び第十六条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（企業局）

